『西区もしもカード』普及啓発に向けた協力事業者の指定に関する実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制定　平成30年11月７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　西高第1120号（区長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者を地域社会全体で温かく見守り、支え、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、高齢者等の外出時における体調の急変など万一の事態に備え、緊急時に必要となる情報を掲載した「西区もしもカード」の普及にあたり、この趣旨に賛同する協力事業者の指定に必要な事項を定める。

（指定の要件）

第２条　指定できる協力事業者は、次の全ての要件を満たすこととする。

（１）法令及び公序良俗に反した活動をしていないこと。

（２）特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を

支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定

の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、政治的行為に関わる活動

をしていないこと。

（３）宗教団体（法人）やその他の個人または任意団体が行う宗教活動に関する活動をし

ていないこと。

（４）その他、公益を害するおそれのある活動をしていないこと。

（指定の方法等）

第３条　指定は、協力事業者から「『西区もしもカード』普及協力事業者指定申出書」（第１号様式）を受理し、西区が『西区もしもカード』の普及にあたり有益と判断した場合は、西区から協力事業者に対し「『西区もしもカード』普及協力事業者指定書」（第２号様式）を交付することにより指定（以下、「指定事業者」という。）する。

（連携の内容）

第４条　指定事業者は、自らの事業の実施に際して可能な『西区もしもカード』の普及活動を行う。

２　西区は、指定事業者の行う普及活動を支援する。

３　指定事業者が行う普及活動及び西区の支援の内容は、指定事業者ごとに西区と協議のうえ決定する。

（費用等の負担）

第５条　西区は、西区の作成した『西区もしもカード』のデータを無償で指定事業者に貸与する。

２　指定事業者は自らの負担により、普及に必要な『西区もしもカード』を作成し、広報活動を行うことができる。

３　普及活動に際して発生した事故等による損害は、指定事業者が負う。

（指定の期間）

第６条　指定は、指定の日からその年度末までとする。なお、指定期間の延長については、「『西区もしもカード』普及協力事業者活動報告書」（第５号様式）にて報告する。

（指定の辞退）

第７条　指定事業者は、「『西区もしもカード』普及協力事業者指定辞退申出書」（第３号様式）により、いつでも西区に指定の辞退を申し出ることができることとし、西区は、「『西区もしもカード』普及協力事業者指定辞退申出書（回答）」（第４号様式）により回答する。

２　この場合、指定の辞退により生じた費用等は、指定事業者の負担とする。

（指定の取消）

第８条　西区は、指定事業者に『西区もしもカード』の普及にあたり不利益となる行いがあった場合は、指定の期間に関わらず、「『西区もしもカード』普及協力事業者指定取消書」（第５号様式）により、指定を取り消すことができる。

２　この場合、指定の取消により指定事業者に生じる費用等は、指定事業者の負担とする。

（実績報告）

第９条　『西区もしもカード』のデータを使用し、指定事業者自らが行った普及に係る活動実績を共有するため、指定の日からその年度末における実績を「『西区もしもカード』普及協力事業者活動報告書」（第６号様式）にて当該年度末に報告する。

（特例）

第10条　この要綱の運用にあたり疑義が生じた場合は、指定事業者と西区で協議する。

付 則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「西区もしもカード」普及協力事業者指定申出書

横浜市西区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申出事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　印

「西区もしもカード」普及協力事業者指定実施要綱第２条に基づき、「西区もしもカード」普及協力事業者の指定を受けたく申し出ます。

**事業者情報の公表について**

|  |  |
| --- | --- |
| 下記の事業者情報（事業所名・所在地・電話番号・協力実績）を広報よこはま西区版・ホームページ等で公表することに  　□同意します　　　　　□同意しません | |
| 事業所名 | □上記「申出事業者」の内容と同じ |
| 所在地 | □上記「申出事業者」の内容と同じ |
| 電話番号 |  |
| ＵＲＬ | http:// |
| 協力実績 | 「『西区もしもカード』普及協力事業者活動報告書」（第６号様式）による |

第２号様式（第３条）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「西区もしもカード」普及協力事業者指定書

申出事業者

所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市西区長

貴事業所を「西区もしもカード」普及協力事業者として指定します。

第３号様式（第７条）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「西区もしもカード」普及協力事業者指定辞退申出書

横浜市西区長

申出事業者

所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　印

「西区もしもカード」普及協力事業者指定実施要綱第７条に基づき、「西区もしもカード」普及協力事業者の指定を辞退したく申し出ます。

第４号様式（第７条）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「西区もしもカード」普及協力事業者指定辞退申出書（回答）

申出事業者

所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市西区長

「西区もしもカード」普及協力事業者指定実施要綱第７条に基づく「西区もしもカード」普及協力事業者指定辞退申出書を受理しました。

これまでの貴事業者における西区のまちづくりへの御協力に深く感謝し、御礼申し上げます。

第５号様式（第８条）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「西区もしもカード」普及協力事業者指定取消書

申出事業者

所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市西区長

「西区もしもカード」普及協力事業者指定実施要綱第８条に基づき、「西区もしもカード」普及協力事業者の指定を取り消します。

第６号様式（第９条）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「西区もしもカード」普及協力事業者活動報告書

横浜市西区長

申出事業者

所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

「西区もしもカード」普及協力事業者指定実施要綱第９条に基づき、「西区もしもカード」に係る活動報告書を提出いたします。

**活動実績**

|  |  |
| --- | --- |
| □もしもカードの印刷  **※配布を区役所が行った場合** | 印刷枚数　　　　　　　　　　　枚 |
| □もしもカードの印刷及び配布 | 印刷枚数　　　　　　　　　　　枚  配布枚数　　　　　　　　　　　枚  配布先（関係企業・団体等名称）  **※配布先は公表しません。** |

**指定期間の延長**

|  |
| --- |
| * 希望する　　　　　□　希望しない |